

第17回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年8月14日（金）

11:00～

場所：県庁7階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度の

移行について

（2）ガイドラインに基づく8月15日（土）以降の要請（案）について

（3）各部局からの報告事項について

（4）その他

4 閉 会

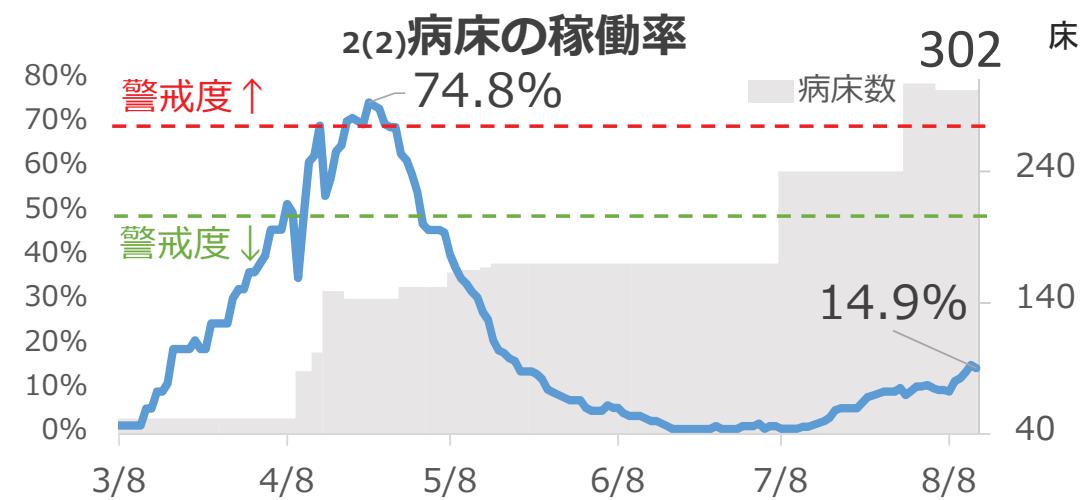
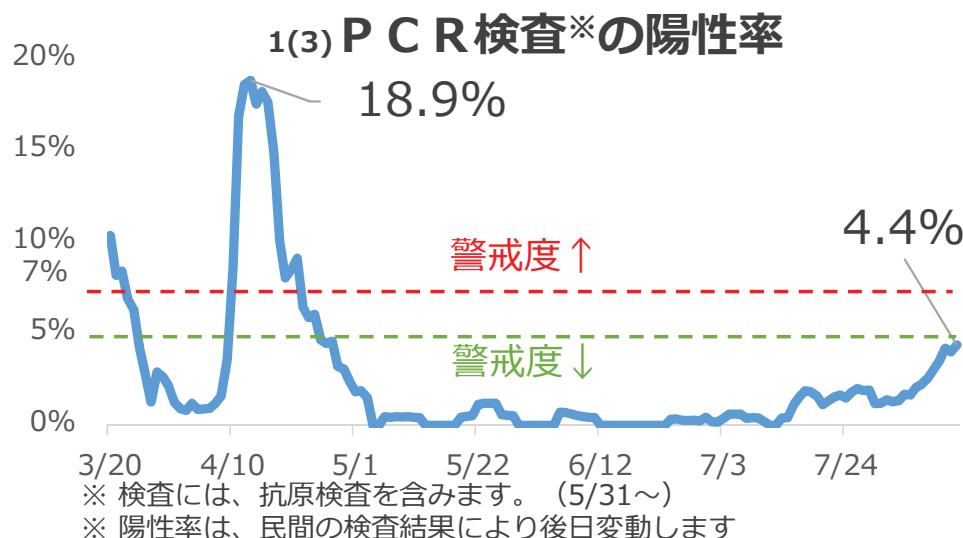
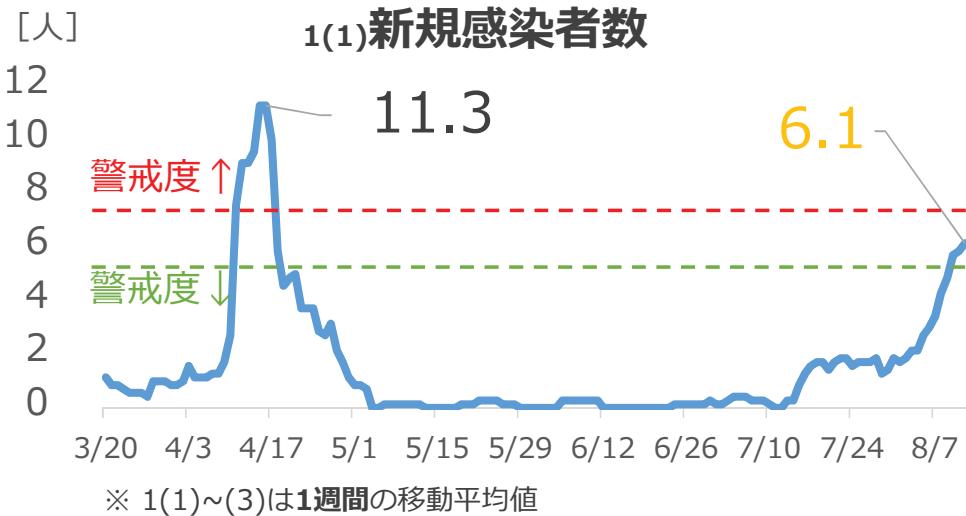
<警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値>

項目		内容※	現在値 (8/12)	過去最高値 (7月以前)
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 5 人/日 以下かつ減少傾向	6.1 人	11.3 人
	(2)経路不明の感染者数	経路不明が 1 / 3 以下 または 1 人未満/日	55.8% 3.4 人	50.0%
	(3)P C R 検査の陽性率 (抗原検査含む)	平均 5 %以下	4.4 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症・重篤例への診療体制	① E C M O 使用 (超重症者) ②人工呼吸器使用 (重症者)	4 台以下 1 0 台以下	9台中 0 台 23台中 0 台
	(2)病床の稼働率 (302床中)	感染者用病床の稼働率	5 0 %以下	14.9 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※(1)～(3)は1週間の移動平均。 ※各判断基準の内容は、警戒度を下げる判断を行う際のものです。上げる際は40%オーバーを目安とします。

判断基準 客観的な数値の推移



警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

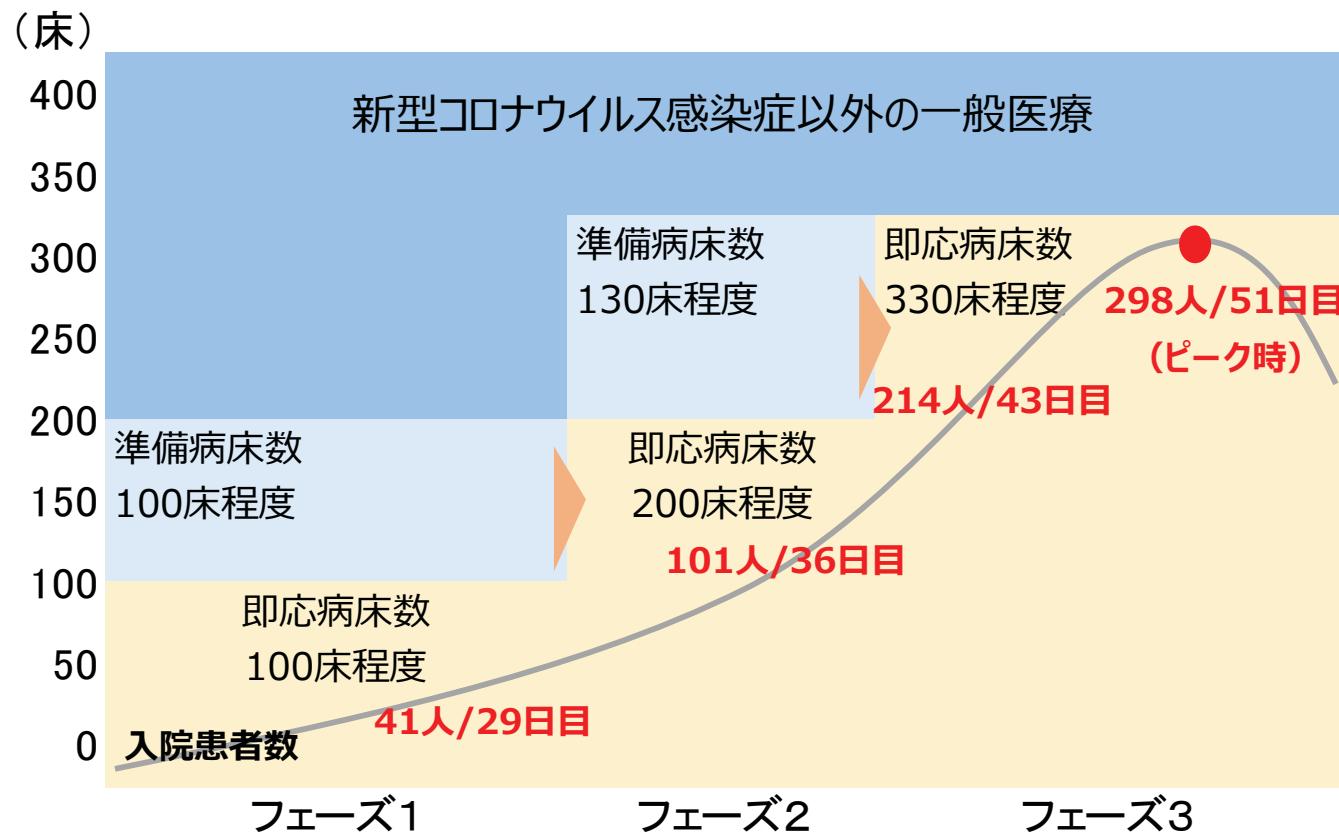
健康福祉部 R2.8.11

項目	内容	評価	状況
1 感 染 状 況	介護施設等の状況 介護施設等の発熱状況がモニターされていること。	◎	【介護施設等の発熱モニターの状況 (8/11時点)】 ・対象 県内全施設の入居者・職員 (県及び市町村所管)
	近隣都県の感染状況 東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。(東京都の実効再生産数が1未満程度であること)	△	【実効再生産数】 ・群馬大学大学院 内田准教授による推定値(8/3時点) 東京都1.10 6月中旬から1を超えて継続している。 群馬県1.15※ ※症例が少ない期間は変動が大きいことに注意 ・参考: 東洋経済オンラインによる推定値 (8/10時点) 東京都0.99 群馬県2.01 ・参考: 東京工業大学ボランティアによる推定値 (8/11時点) 東京都0.34 群馬県0.46
	群馬県の感染状況 群馬県の実効再生産数が1未満程度であること	△	
入院状況	5月9日現在の平均入院期間 21.7日に比べて著しく長くなっていること。	◎	【平均入院期間 (8/10現在)】 24.6日 (参考) 現行の退院基準…発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
2 医 療 提 供 体 制	P C R 検査件数 1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。	◎	【1週間を平均とする1日当たりの検体採取能力 (8/11現在)】 166件 (最大ピーク時432件)
	院内感染制御 病院が、相当数のP P E の備蓄があること (60日分程度)	◎	【P P E の備蓄日数 (8/11現在)】 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS)において、備蓄状況をモニター中
	一般医療への影響 治療の先伸ばしによる悪影響をモニタし、問題がないこと。	◎	【一般医療への影響 (8/11現在)】 ・治療上の 大きな影響は出でていない (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	疑似症患者への医療等 疑似症患者の入院状況	◎	【疑似症患者の入院者数 (8/11現在)】 1人
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等 感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。	◎	【宿泊療養者数／室数 (8/11現在)】 2人／150室運用・1300室確保 8/5から150室を再稼働

群馬県の病床確保計画

健康福祉部

- 本県の病床確保計画のフェーズは3段階。また、フェーズごとの即応病床数は、次のとおり
フェーズ1：100床程度 フェーズ2：200床程度 フェーズ3：330床程度



即応病床転換を
依頼する目安

フェーズ1→2 県内の入院患者数 40人程度で、更に増加傾向
フェーズ2→3 県内の入院患者数 100人程度で、更に増加傾向

本県の状況に対する認識及び今後の警戒度の移行について

■群馬県感染症危機管理チーム構成員への意見照会結果

1. 本県の状況に対する認識について

- 新規患者数は8月に急増しており、感染経路不明者も50%を越している。また県外行動歴の無い方の感染が増えている。もともとは都内から等の持ち込みが多くあったと思われるが、いまや市中感染が急速に増加している情況と考える。
- 問題となるのは、感染者数の増加をどうするかになる。感染者数の増加に対応していくことが重要。
- 新規感染者数、経路不明感染者数、PCR検査陽性率、病床稼働率はいずれも増加。また、陽性者の発症前の県外行動歴なしの割合が増加しており、県内における感染リスクが高まっている可能性がある。
- 群馬県は感染者が散発的に見つかる段階から感染者が漸増する段階に変わったと考える。このような傾向は、Go to キャンペーン利用客にあわせてお盆の帰省者の影響も今後出てくるため継続すると思われる。
- 8月になって、県内の感染経路不明者が増加しているため、本県も本格的に流行期に入ったと考えられる。判断基準の客観的な数値も明らかに上昇している。また、若年者が複数の人に感染させているケースや家族内感染が多くみられ、短期間に異なる年代の患者が大量発生するリスクが高まっている。

2. 今後の警戒度の移行について

- 警戒度を上げることに賛成する。患者増加時の病床準備には時間がかかるため、はやめの指示も必要と考える。
- 今後も急速に感染者が増加することが予想されるため、なんらかの対応は必要。
- 新規感染者数、経路不明感染者数、PCR陽性率及び入院患者数増加していること、そして県内における感染リスクが高くなっている可能性を考慮すると、警戒度を現状よりも何らかの形で上げることが望ましいと考える。
- 本県の状況は警戒度を上げて警戒を強める必要がある。感染者がほとんど検出されていなかった時期と同じ警戒度1のままというのは、8月に入ってからの状況にはそぐわない。
- 警戒度をあげることは県民および県外のみなさまに対してわかりやすいメッセージになると思う。警戒度をあげてどういうことをお願いしたいのかを明確にするとよい。
- 医療提供体制に関してはまだ大丈夫だが、最近の新規感染者数の増加ペース、経路不明の感染者数の増加を見ると、県民に注意喚起するため、警戒度を上げるタイミングと考える。また、警戒度移行の判断基準の見直しが必要。
- 警戒度を上げるべきと考える。群馬県は、医療供給体制に余裕がない、医師不足の県であることを考慮されたい。

<行動基準>							危機管理課
警戒度		個人			事業者		【参考】学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨(7割目標)	×
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い	△	×	△	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨(5割目標)	・登校なし ・部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△	○	△	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨(3割目標)	△ ・分散登校(週2~3日) ・部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△→○ 分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

○ガイドラインの行動基準						
警戒度	個人			事業者		【参考】学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
2	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	○	△ 50人以下のものは可	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨(3割目標)	△ ・分散登校(週2~3日) ・部活自粛
○今回の要請内容						
警戒度	個人			事業者		【参考】学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
	・3つの密となるリスクが高い店舗や場所の利用は十分に注意 ・高齢者等のハイリスク者の外出は、十分に注意	・感染者数が、人口10万人あたり10人以上の都道府県は自粛 ・関東地方で人口10万人あたり5人以上の都県は自粛	5,000人以下のものは可(國の方針を準用)	・高齢者施設、病院等での直接面会は十分に注意	テレワークの推奨(3割目標)	通常登校を継続 ただし、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、学校単位で分散登校等を実施

県民の皆様への要請

警戒度 2

外出	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高い店舗や場所の利用は、十分に注意 ・高齢者等のハイリスク者は、十分に注意
他の都道府県への移動	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の移動は自粛 東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、愛知、島根、福岡、沖縄 (人口10万人当たりの感染者が多い都道府県)
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000人以下のものは開催可能 (国の方針を準用)

※引き続き、新しい生活様式の実践や接触確認アプリの利用を推奨

事業者の皆様への要請

警戒度 2

感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止ガイドラインの徹底 ・「ストップコロナ！対策認定制度」への申請、登録を積極的に ・高齢者施設、病院等での直接面会は十分に注意
勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの推奨（3割目標）

※引き続き、新しい生活様式の実践や接触確認アプリの活用

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく

要請について（8月15日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年 8月15日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

8月15日（土）から警戒度「2」に移行

4 ガイドライン警戒度「2」における要請の概要

【社会経済活動再開のガイドライン「4段階の警戒度と行動基準」より】

警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	県内、都内ともに感染リスクが大きい	×	×	×	・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	×
3	県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	×	△ 10人以下のものは可	一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	× ・登校なし ・部活自粛
2	県内、都内ともに感染リスクが抑制されている	△ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可	○	△ 50人以下のものは可	全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△ ・分散登校 (週2~3日) ・部活自粛
1	県内、都内ともに感染リスクが低い	○	○	○	全面解除	テレワークの推奨	△~○ 分散(週5) →通常登校



【要請内容の変更】

個人			事業者		【参考】 学校
外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
・3つの密となるリスクが高い店舗や場所の利用は十分に注意	・感染者数が、人口10万人あたり10人以上の都道府県は自粛	5,000人以下のものは可 (国の方針を準用)	・高齢者施設、病院等での直接面会は十分に注意	テレワークの推奨(3割目標)	通常登校を継続
・高齢者等のハイリスク者の外出は、十分に注意	・関東地方で人口10万人あたり5人以上の都県は自粛				ただし、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、学校単位で分散登校等を実施

5 県民の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1)外出について

- ・3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意してください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、十分な注意をお願いします。
- ・外出の際は「(4)新しい生活様式の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(2)県外への移動について

- ・感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。
(8/15～：東京都、大阪府、愛知県、島根県、福岡県及び沖縄県)
- ・関東地方で、感染者数が人口10万人あたり5人以上の都県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。
(8/15～：埼玉県、千葉県及び神奈川県)

(3)イベント等の開催、参加について

- ・【イベントの開催制限】
【屋内】 5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
【屋外】 5,000人以下、かつ人ととの間隔を十分確保すること（できるだけ2メートル）。
- ・イベントの開催にあたっては別表に掲げる適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に事前相談してください。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「人の接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

(5)その他

- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。
- ・大人数での会食や飲み会は避けてください。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

6 事業者の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いします。
※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
- ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会は、十分に注意をお願いします。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2)勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

(3)その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例

発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	<ul style="list-style-type: none">・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する・入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none">・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)・従業員数の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限・イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に入との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持よく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中。おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

警戒度2への引き上げに係る県立学校等の対応

教育委員会

警戒度2

- 通常登校を継続
 - 感染防止対策を徹底
 - 各学校での対策の実施状況や感染の広がり等を踏まえ、必要に応じて学校単位で分散登校等を実施
- 通常登校時、部活動については継続
 - 「県外移動を自粛すべき地域」との対外試合等は自粛（ただし、全国大会の代替大会は除く）
- 児童生徒または教職員に感染者が発生した場合、必要な範囲で学級閉鎖や休業等の措置を行う。

市町村立学校については、県立学校の対応を周知するとともに、地域の実情を考慮した上で、感染状況を踏まえた適切な対応を求める。